

栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会役員等選任規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本会」という。）定款第 19 条 1 項に定める役員（以下「役員」）について、定款第 20 条の規定に基づき理事及び監事の選任につき必要な事項を定める。代表理事については社員の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に選任し、本会の運営を円滑に行うことを目的とする。

(選任の方法)

第 2 条 役員を選任は、定款第 12 条 2 号により社員総会において選任する。

(選任する役員の数)

第 3 条 役員を選任定数は、定款 19 条 1 項によるが、理事及び監事の員数については理事会がその都度決定する。

(選挙期日・選挙定数等の決定)

第 4 条 理事会は、次の各号の事項について、役員等を選任する総会開催日の 3 ヶ月前までに決定する。

- (1) 選挙期日及びその場所
- (2) 役員等の選挙定数
- (3) 立候補及び推薦届出の期日、並びにその方法
- (4) その他必要と認める事項

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理・監督)

第 5 条 役員等の選挙に関する管理・監督及び事務を掌るため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 代表理事は、第 4 条により定めた事項を最初に開催される管理委員会に通知するものとする。

(管理委員会の設置)

第 6 条 代表理事は総会開催日の 4 ヶ月前までに地区責任者に対し、選挙管理委員（以下「管理委員」という。）の人選を付託するものとする。

2 前項の付託を受けた、理事会で別に定める地区毎の地区責任者は地区理事及びその経験者から管理委員 1 名を選出し、総会開催日の 3 ヶ月前までに代表理事に報告するものとする。

3 前項により選出された管理委員は、理事会の承認を得て代表理事が任命す

る。代表理事は、管理委員会を速やかに招集し、管理委員会を設置する。

(管理委員会の構成)

第 7 条 管理委員会は前条第 3 項による管理委員で構成し、委員長 1 名及び副委員長 1 名を互選する。

2 委員長は管理委員会を代表し、その後の管理委員会を招集する。

3 委員長に事故あるとき、又は資格を失ったときは、副委員長が代行する。

(委員の資格)

第 8 条 管理委員は他の役職の兼務を妨げない。

2 管理委員が役員等の候補者となる意思を表明したときは、その資格を失う。

3 管理委員がその資格を失ったとき、又は事故あるときは、理事会は当該地区責任者の意見を聞き、遅滞なく後任の委員を選出し、代表理事に報告するものとする。

4 後任の管理委員は、理事会の承認を得て代表理事が選任する。

(任 期)

第 9 条 管理委員の任期は、当該選挙終了または、第 12 条に規定する候補者選考委員会に人選を付託するまでとする。

(選挙告示)

第 10 条 管理委員会は選挙期日の 2 ヶ月前までに、第 4 条各号の事項及び管理委員会の名簿を会員に通知しなければならない。

(必要書類の送付)

第 11 条 管理委員会は、選挙期日 2 ヶ月前までに、立候補又は推薦の届出に必要な書類の様式を定め、各地区に送付するほか、立候補しようとする会員の請求により、当該書類を送付するものとする。

(候補者の選考)

第 12 条 候補者の届出がない場合、又は候補者の数が定数に満たないときは、管理委員長は第 3 章で定める選考委員会に、その人選を付託しなければならない。

(候補者の公示及び選挙公報)

第 13 条 管理委員長は選挙期日 2 週間前までに、次の各号を記載した選挙公報を会員に通知し、本会の事務所に公示しなければならない。ただし、候補者選考委員会の選考した候補者についてはこの限りでない。

(1) 選挙期日及びその場所

(2) 候補者名簿（氏名・所属地区・経歴・地区推薦・会員推薦の別）

(3) 所信を述べた書面（代表理事）

(4) その他必要と認める事項

第 3 章 選考委員会

(選考委員会)

第 14 条 候補者の届出がないとき，又は候補者が定数に満たないときに，役員
の選考に関する事務を管理執行するため、あらかじめ選考委員会を設ける。

(選考委員会の設置)

第 15 条 選考委員会は管理委員会の管理委員をもって構成する。

2 代表理事は前項の選考委員を招集し，選考委員会を設置する。

(選考委員会の構成)

第 16 条 選考委員会は委員長 1 名及び副委員長各 2 名を互選する。

2 委員長は選考委員会を代表し，その後の選考委員会を招集する。

3 委員長に事故あるとき，又は資格を失ったときは副委員長が代行する。

4 選考委員に欠員が生じた場合は，当該地区は遅滞なく後任の選考委員を選
任する。

(委員の資格)

第 17 条 選考委員は理事及び地区理事及びその経験者から選任するものと
する。

2 選考委員は他の役職の兼務を妨げない。

3 選考委員が役員等の候補者となる場合はその資格を失う。

(任 期)

第 18 条 選考委員の任期は，総会終了までとする。

(役員等の候補者の選考)

第 19 条 管理委員長から役員等の候補者の選考について付託を受けたとき
は，速やかに選考委員会を開き，候補者名簿を作成し，就任承諾書を添えて，
選挙期日 1 週間前までに代表理事に提出しなければならない。

2 前項の選考は既に立候補した候補者の中から行うことを妨げない。

(選考基準)

第 20 条 選考委員会の候補者選考基準は次の各号による。

(1) 第 25 条に規定する欠格事由の存否

(2) 就任承諾の意思の確認

(秘密保持の義務)

第 21 条 選考委員会は委員会の審議内容に関し，知り得た秘密の一切を洩
らしてはならない。

第 4 章 候補者

(候補者の届出)

第 22 条 候補者になろうとする者又は候補者を推薦しようとする者は、立候補受付期間内に所定の様式で、管理委員会に届出なければならない。

2 代表理事の候補者は、所信表明の原稿を、候補者受付期間内に管理委員会が定める様式で、委員会に提出しなければならない。

3 前 2 項と異なる方法による所信表明の行為については、管理委員会の同意を得なければならない。

(所信表明)

第 23 条 代表理事の所信表明は、管理委員会の発行する選挙公報によらなければならない。

2 前項と異なる方法による所信表明の行為については、管理委員会の同意を得なければならない。

(候補者区分)

第 24 条 この規則に基づく役員等の候補者は次による。

(1) 代表理事候補者

(欠格事由)

第 25 条 次の各号の 1 に該当する者は役員等の候補者になることができない。

(1) 登録の取消し処分を受け、その処分の日から 8 年を経過しない者

(2) 土地家屋調査士法第 42 条第 1 号又は第 2 号の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者

(3) 土地家屋調査士法第 43 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の処分を受けた調査士法人の社員で、その処分の日から 3 年を経過しない者

(4) 土地家屋調査士法第 43 条第 1 項第 3 号の処分を受けた調査士法人の社員で、その処分の日から 3 年を経過しない者

(5) 総会において、解任の決議があり、その決議の日から 3 年を経過しない者

(6) 会則に基づき、会員である資格を喪失し、再入会后 3 年を経過しない者

(候補者となる要件)

第 26 条 役員等の候補者となる者は、前条の規定に該当しないほか、次の各号によるものとする。

(1) 代表理事候補者は、所信表明の文書及び下記①いずれかの文書を提出した者

① (1) 社員 10 名以上が推薦した者

(2) 理事会が推薦した者

(3) 代表理事が推薦した者

(4) 土地家屋調査士法人にあつては代表者一人を定めている場合はその者、そうでない場合は代表権を有する社員の一人を指名して候補者とすることができる

(地区及びグループの推薦者数・選挙定数)

第 27 条 次の役員等の員数は、総会開催日の 3 ヶ月前までの理事会において決定する。

(1) 代表理事候補者が指名できる理事の員数

(2) 副理事長の員数

(3) 各地区・各グループが理事・監事の各候補者を推薦するときの員数

(複数推薦の禁止)

第 28 条 社員は各候補者区分内において、複数の候補者を推薦することはできない。

2 前項に違反した推薦は、いずれも無効とする。

(立候補等の辞退)

第 29 条 立候補又は推薦を辞退しようとする者は、届出締切り後 3 日以内に管理委員会に文書で届出なければならない。

2 第 19 条第 2 項において、候補者となった者は、従前の立候補を辞退したものとみなす。

(候補者の品位保持)

第 30 条 役員等の候補者は品位を保持するよう努め、また、会の発展を阻害し、社会的通念に反する行為をしてはならない。

第 5 章 選挙運動

(選挙運動)

第 31 条 選挙運動は公明正大を旨とし、候補者、推薦団体を含む何人も次の行為をしてはならない。

(1) 調査士会員・社員として品位をけがすこと。

(2) いかなる名義をもってするのを問わず、利益を授受し又はその約束をなし、供応し又はこれを受け取ること。

(3) 候補者を誹謗し、その他不当な手段で他人の当選を妨げること。

2 選挙運動の期間は、立候補者が管理委員会から立候補届出書を受理した旨の通知を受けた時から投票の行われる前までとする。

3 総会の議場における選挙運動は、総会議長の指示に従わなければならない。

第 6 章 選出方法

(選挙方法)

第 32 条 役員の選出は総会に出席した会員（委任状行使を含む）の 1 人 1 票の無記名投票により行い、投票は各候補者区分毎の投票用紙にあらかじめ記載された候補者の氏名の上に○印を記載して行う。○印の数は次の各号のとおりとする。

(1) 代表理事 1

(当選者)

第 33 条 有効投票数の最多数を得た者を当選者とする。ただし、得票数は過半数を要するものとし、過半数に達しないときは、多数上位 2 名について再投票を行うものとする。

2 他の役員等については、多数順位により、定員に満つるまでの者を当選者とする。得票同数の者が 2 人以上で当選者を決めることができないときは、管理委員会が立会い、当該候補者が抽選して決定する。

3 候補者が定員と同数の場合は、選挙を行うことなく、候補者全員を当選者とする。

4 前項により選出された役員等は、総会の承認を得るものとする。

(代表理事指名理事)

第 34 条 当選した代表理事は、本人の承諾を得て、第 27 条の規定により予め理事会が定めた員数の理事を指名することができる。

2 当選した代表理事は、前項により指名した理事を総会議場に報告し、総会の承認を得るものとする。

(副理事長の選任)

第 35 条 副理事長は代表理事の指名とする。

(代表監事の選任)

第 36 条 代表監事は選任された監事の協議により決定するものとする。

(投票用紙)

第 37 条 投票用紙は候補者区分毎に定め、選挙当日管理委員会が議場で交付する。

2 所定の投票用紙を用いないものは無効とする。

(立合人)

第 38 条 議長は、代表理事候補者が指名した立合人を開票に立ち合わせなければならない。

(開 票)

第 39 条 投票は管理委員会が即日開票し、当選者が決定したときは、管理委員長は議場において、候補者区分毎に有効投票数及び無効投票数並びに当選者の氏名及び得票数、その他必要な事項を議場に報告しなければならない。

2 管理委員長は議場に報告し、開票作業に必要な補助員を置くことができる。

第 7 章 補 則

(規則の改廃)

第 38 条 この規則の改廃は、総会の決議による。

(運用に関する事項)

第 39 条 この規則の運用に関する事項は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規則は、令和 4 年 8 月 26 日から施行する。

2 (公社) 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会役員選任規則(平成 25 年 2 月 1 日総会制定)は、前項による本規則の施行により廃止する。